

博士学位論文審査要旨

2018年6月9日

論文題目： 井上毅の教育思想史的研究
－「国家富強」と「立憲主義的人権思想」としての教育思想－

学位申請者： 柳田 文男

審査委員：

主査： 社会学研究科 教授 沖田 行司

副査： 社会学研究科 教授 中川 吉晴

副査： 社会学研究科 教授 金子 邦秀

要旨：

井上毅に関する研究は、政治史や法制史の領域と教育史や思想史の領域からなされたものに大別できる。前者は法制局の責任者として初代内閣総理大臣の伊藤博文を支え、大日本帝国憲法の成立に貢献し、強固な国家主義を確立した人物として、また教育史研究の領域においては日本の近代教育に大きな影響力を及ぼした「教育勅語」を作成し、さらに文部大臣として実業教育を振興させて富国強兵を実現しようとした国体主義者または国家主義者という評価が下されてきた。

本論文では第Ⅰ部の「井上毅研究の課題と研究史」に見られるように、多くのページを費やして、これまでの井上毅研究の研究業績を徹底して再検討し、そこから新たな研究課題を引き出し、これまでの研究において見落とされてきた問題に光を当てたところに本論文の方法的な特質がある。

第Ⅱ部の井上毅の教育思想史研究が本論にあたる。第一章では明治初年の教育政策に大きな影響力を持った伊藤博文の国家構想と教育政策を分析し、井上の立脚点が開明官僚に共通した西欧列強と同等の国家組織の確立と富国策を推進する教育にあったことを明らかにしている。第二章では、まだ活字化されて公開されていない原史料を用いて井上の思想形成過程を詳細に分析している。肥後熊本藩の貧しい下層の武士の子弟に生まれた井上は、為政者の政治責任を強調する実学を提唱した長岡監物に学び、藩校時習館では中国の法制度を主として学んで儒教的な治国安民思想を形成したことを論証した。明治維新後はフランス法と法思想を学び、フランス留学を通して人民の自由や人権思想を学んだことが、その後の井上の政策の特異性を決定づけたと論じた。第三章では元田永孚などの天皇側近派の徳育重視の教育政策に対して、井上の学制改革構想は産業振興に必要な科学的な知識教育に「国家富強」の実現を求めるものであったことを明らかにした。第四章では、井上の「立憲主義的人権思想」が地方自治論と貧民救済に具体的な政策として展開されていること、さらに大日本帝国憲法の成立過程で人民の良心の自由の尊重などに反映されていると論証している。第五章では「教育勅語」の成立と実業教育との関係を分析している。井上の「教育勅語」の「初稿案」をとりあげ、そこで展開されている知育と徳育の併用論を分析し、明治中期の日本国家の独立における意味と関連させて論じた。実業教育論においては、教育の機会を奪われていた貧民家庭の児童に補習実業教育を受ける機会を与えるなど、教育を受ける権利を保障する政策を提唱したことを実証した。

結論にあたる終章では「立憲主義的人権思想」と「国権的政治思想」という、井上毅に内在する二側面に言及している。この二側面は対立する概念ではなく、人民の自由や権利を保障する前提となったのが、西欧列強に対峙して国家的独立に必要な国体主義（国権主義）の確立であったという、いわば歴史的制約のもとに成立した思想であったと結論づけている。

本論文は所々に断定的な表現も見られるが、独創的な方法と問題意識の展開を通して、これまでの井上毅研究では取り上げられなかったところに光を当て、新たな視点を提出したものと評価できる。

よって本論文は博士（教育文化学）（同志社大学）の学位を授与するに相応しいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2018年6月9日

論文題目： 井上毅の教育思想史的研究
－「国家富強」と「立憲主義的人権思想」としての教育思想－

学位申請者： 柳田 文男

審査委員：

主査： 社会学研究科 教授 沖田 行司

副査： 社会学研究科 教授 中川 吉晴

副査： 社会学研究科 教授 金子 邦秀

要 旨：

2018年6月9日16時30分より50分にわたり、博士論文の内容に関する公開講演をおこなった。聴衆者から内容に関する質問とそれに対する応答が40分間おこなわれた。いずれの質問にも適切に答え、教育史や法制史、政治史に関する深い知識が確認された。その後、主査と副査二名を交えて約30分間質疑応答をおこなったが、いずれの質問にも的確に答え、今後の課題も十分認識していることが確認された。

論文提出者はすでに2014年3月5日に実施された博士候補生第一次試験で、教育文化学に関する論文試験に合格し、2015年7月22日に実施された博士候補生第二次試験では、博士論文に関する方法論の特質を英語で論じた試験に合格している。

よって、総合試験の結果は合格であると認められる。

博士學位論文要旨

論文題目： 井上毅の教育思想史的研究
－「国家富強」と「立憲主義的人権思想」としての教育思想－
氏名： 柳田 文男

要 旨：

本論は、明治政府の法制官僚並びに文部大臣として、そのたぐい稀なる法理論と法知識によって大日本帝国憲法、皇室典範そして教育勅語をはじめとする政府の政策立案に中心的役割を果たした井上毅の思想について、特に教育思想に関する内容を基本として論じるものである。その場合において、彼の教育思想の基本は、維新後の国内外の政治的危機に対して、早期に国家の独立と統一を実現する為に「国家富強」政策を推進することに置いていたことを前提とする。しかしながら本論は、他方において、立憲主義をその基本思想として、井上が各種の政策立案過程において人民に対する権利の保障を実現する為に尽力していたことを論じるものである。

本論の第Ⅰ部では、最初に、井上毅研究の課題と方法を論じていく。課題の第一は、彼の「国家富強」実現への国家主義的政治思想と共に、立憲主義に基づく人権思想（本論においては「立憲主義的人権思想」と呼称する）を有していたことを問う。第二の課題は、井上の教育思想を通じて日本近代教育の光と影を明らかにして、その実態を問うことである。そのことは、現代と未来に対して「教育とは、本来如何に在るべきか」と問うことでもある。次いで、方法論としては、思想そのものを時代の反映として捉え、井上の思想形成過程を、時代背景と併せてその少・青年期から晩年の文部大臣にいたるまでを丹念に時系列的に考察していくこととする。

さらに、井上毅の先行研究史として彼に関する教育史と政治思想史の二分野からの考察を試みる。それらの著書・論文において、井上の思想と政策がいかなる評価をもって論じられてきたかを考察することで、彼の一般的ないし特殊な人間像とその思想内容についての概要を知ることが可能となる。

第Ⅱ部は、本論の中心的議題である井上の国家主義に基づく「国家富強」と「立憲主義的人権思想」を機軸として、その教育思想を時系列に順次考察していく。

最初に、井上の思想に繋がる明治政府の為政者であった大久保利通、木戸孝允、岩倉具視そして伊藤博文の国家構想と教育思想を考察する。それは、井上の思想そのものが、彼らの国家構想とその思想を基盤としながら、さらに時代の流れを読み取りながら彼自身の思想として新たに形成していったことを理由とする。そこに、国家主義に基づいて「国家富強」を実現するという、自らの政治的・思想的な課題としていく彼の思想の出発点が存在していたと考える。

次いで、井上の教育思想を、少年時代の必由堂における学びから法制官僚・文部大臣としての政策と思想を考察していく。その過程において、彼の教育思想は、その基盤として三つの大きな柱によって構成されていることが判明する。

第一の柱は、立憲主義思想である。立憲主義とは、本来国家権力を制限し国民の自由と権利を保障する考え方であるが、当時の我国が天皇制国家体制を基本とする明治近代国家の実現を目標としていた限り、ドイツ型の外見的立憲主義へと後退したのは承知の通りである。しかしながら、長期に渡る法制官僚として、彼の政策立案の基盤となっていたのは近代立憲主義に基づく法思想、中でも法治主義思想であったことが窺える。その実証を、各章の事例によって順次明らかにしていく。立憲主義は、本論の中心課題である「立憲主義的人権思想」としての人民（国民）の基本

的人権を含んでいる。ここには、井上の人民に対する「民権」的と判断すべき人権への配慮が存在していたと考える。よって、本論の教育思想も、この種の人権思想の一つとも言うべき内容となる。こうした法思想の修得は、青年期における韓村書屋と藩校時習館時代に学んだ法思想と法制度が起点となっていたことはいままでのまではない。

第二の柱は、少年期より学び続けてきた儒学思想、特に為政者としての「仁政安民」を実現する「仁（愛）」思想である。彼は、論文「儒教ヲ存ス」において「儒教ヲ以テ正大第一トス」と論じた如く、その生涯にわたって儒教（朱子学）を自己の一つの思想としていた。この「仁」思想と「仁政安民」思想は、人民に対する教育の自由とともに、特に貧困家庭の児童に対する教育の保障を推進する一つの契機となっていたことが考えられる。

第三の柱は、万世一系の皇室・天皇を崇拝する政治体制としての国体思想である。この思想は、彼の最初の学び舎であった藩家老・長岡監物の私塾必由堂にて修得した思想である。その思想は、監物と後期水戸学派との交流の中から塾の一つの思想として位置づけられていた。この思想故に、彼は大日本帝国憲法制定過程において、伊藤博文のプロイセン「ハルデンプルグ官制」を模範とする行政権優位の憲法規定に対して、『憲法逐条（第三）』において「行政権ハ内閣ニ於テ統一ストノ正条ヲ憲法ニ掲クルハ豈天皇ノ大権ヲ冒瀆セザラン乎」と強く反対したことにも表明されている。その理由として、井上は天皇と内閣の一体性こそが内閣制度の基本であり、国体思想の国家構想に叶うと判断したことが考えられる。

井上は、以上の三つの思想を基盤として「国家富強」の実現に向けての教育政策を立案するのであるが、本論にてはそれらの思想がどのように政策に注入されているかを順序だてて実証していきたい。それによって、彼が如何なる考えをもって教育そのものを捉えていたかが明瞭となると考える。特に、第五章『「国家富強」への公教育と実業教育』は、教育勅語制定と公教育としての実業教育という彼の教育思想の中心的主題を扱う。そこでは、彼の勅語「初稿案」に込められた知育と徳育の併用論を実証することで、彼が教育における「科学的」な知識を重視していたことを明らかにする。既に明治12年の教育論争において、彼が『教育議』の中で「宜シク工芸技術百科ノ科学ヲ広メ」と記していたように、教育における「科学的」な知識を重視していたことは彼の基本思想の一つであった。

井上は、その「知」の重要性をその実業教育論においても強く主張している。彼は、全ての国民に対する教育権の保障によって獲得される「知」は、自らを一人の人間として成長させ、さらにその成長が国家を支える大きな柱になることを想定していた。特に、教育の機会を奪われていた貧民家庭の児童たちに対する補習実業教育政策そして貧民教育は、彼らをも「国家富強」実現の有能な人材として育成していく教育であると同時に、他方で、彼らをもその「立憲主義的人権思想」と儒教的「仁政安民」思想に基づく教育哲学によって、人間として生きていく力を教授するための教育実践であったと考える。

以上のように、井上の教育思想を時系列的に順次考察する過程で、彼が「国家富強」実現の国家主義（国権）的思想と「立憲主義的人権思想」としての民権思想の両者を併せて有していたことが明らかとなった。そして、彼はその思想の実現に向けて政策立案に尽力していく。即ち、彼は法制官僚としての政府の立場である国家主義（国権）、そして一方で、彼自身が有していた個人的な立憲主義と儒教の立場の両者を同時に立案し政策化していったのである。そのことは又、「教育は、本来如何に在るべきか」の問いに対する、国家権力にとっての立場と民権擁護からの要請となる。この両者の並び立ちは、彼が政府の「ブレイン」として政策立案するか、それとも人民を含む国家全体の「デザイナー」として政策立案していくかの立場に起因する。

一見矛盾するようではあるが、彼が国家主義の立場を堅持したのは、当時の国内外の危機を克服する為に不可避の課題であり、そして立憲主義的人権思想の尊重は最終的に日本の近代国家を实

現して欧米に比肩するためには不可避の課題であったからである。したがって、そこに国権か民権かの苦渋の選択があったことは認めざるを得ないが、彼は毅然として両者の実現に向けて邁進していったと考える。そこに、国家の独立と人民の独立を実現するための、井上の立憲主義に基づく「教育の自由」を重視する強い意志が存在していた。

その理由の一つとして、井上の出自が存在していたとも考える。彼は最下級藩士の三男という陪臣身分でありながらも、藩の最高学府である時習館居寮生として菁莪齋に至るまでの苦学体験を経て、身分に捉われない「学び」における「教育の自由」こそが本来の教育であるという結論を見出していた。そのことが、何よりも彼自身を人間的に成長させ自立へと導いたと考えられる。それ故に、教育こそが現在の自身の地位を保障したこと、さらには社会や世界に眼を向ける人間として成長させてきたことの経験則を導き出したと考える。即ち、彼は、教育の自由の下でこそ自立した人間を創造するという哲学観を生じさせたのである。そこに、彼が、国内外の危機を解決して「国家富強」を実現する有能な人材育成を求めると同時に、人民の人間としての独立・自立を促す教育の自由と権利の保障を実現することで、主体的に国家を支える人民の創造を求めた理由が存する。それが、彼の教育の「民権的」思想というべき「立憲主義的人権思想」である。

以上の検証を通じて、本論の課題である、井上毅が法制官僚として基本的に国権主義の「国家富強」思想を有していたことと併せて、他方で人民に対する「立憲主義的人権思想」をも有していたことを明らかにしていきたい。そして、井上の教育思想を通じて明治近代教育の光と影の実態が顕現され、その実態の中に「教育は、本来如何に在るべきか」の問いに対する答えが見出せるのではと考える。それは、教育は自由な環境においてこそ実施しなければならないという教訓である。